

設備利用等に係る条例の適用除外及び減免取扱要領

(平成19年12月25日制定)

第1 趣旨

広島県立総合技術研究所(以下「研究所」という。)が、その設備の利用を許可し、又は依頼に応じ試験、検査、分析等(以下「試験等」という。)を実施する場合において、広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成19年広島県条例第2号。以下「条例」という。)の適用除外となる場合の取扱い並びに条例第8条及び広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則(平成19年広島県規則第38号。以下「規則」という。)第11条に定める使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)の減免の基準について定める。

第2 条例の適用除外について

次の各号に掲げる場合には、条例の適用除外となる。ただし、この場合であっても、設備を利用し、又は試験等を依頼する者(以下「設備利用者等」という。)に対し、設備の利用又は試験等に必要なガラス器具、材料及び試薬等を自ら用意させることができる。

- 一 広島県の職員が職務に関連して設備を利用する場合
- 二 研究所が広島県立総合技術研究所人材育成支援制度実施要綱に基づき実施する研修において受講者等が設備を利用する場合
- 三 広島県が行政上必要であるとして実施する試験等について、研究所が関係部からの依頼に基づき実施する場合

第3 使用料等の減免基準について

規則第11条第1号又は第2号の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、知事の決裁(研究開発局長の専決)により、使用料等を減免することができる。ただし、この場合であっても、設備利用者等に対し、設備の利用又は試験等に必要なガラス器具、材料及び試薬等(使用料等の積算表で積算してないものに限る。)を自ら用意させることができる。

一 規則第11条第1号関係

国、他の地方公共団体、県出資の公益法人及びこれに相当するものとして知事が認めるものが、広島県の事務・事業と関連して、設備を利用し、又は試験等を依頼するときは、使用料等を免除する。

ただし、設備の利用又は試験等に必要なガラス器具、材料及び試薬に要する費用が高額である場合には、次の算式によって得られた額を使用料等として徴収する。

(算式) 使用料等の額 = A × B

A : 使用料等の積算表のその他欄におけるガラス器具、材料及び試薬並びにその他の項目の合計額に消費税を加えた額

B : 単位

二 規則第 11 条第 2 号関係

ア 試験研究の協力関係にある大学，公設試験研究機関及び企業等（以下「大学等」という。）が設備を利用し，又は試験等を依頼するときは，使用料等を免除する。

ただし，設備の利用又は試験等に必要なガラス器具，材料及び試薬に要する費用が高額である場合には，次の算式によって得られた額を使用料等として徴収する。

（算式） 使用料等の額 = $A \times B$

A：使用料等の積算表のその他欄におけるガラス器具，材料及び試薬並びにその他の項目の合計額に消費税を加えた額

B：単位

（注）「試験研究の協力関係にある」とは，次のような場合をいう。

研究所と共同研究契約を締結している大学等が当該研究の目的で使用又は依頼する場合

研究所の職員が大学等の研究に研究協力者として参画している場合で，当該大学等の職員が当該研究の目的で使用又は依頼するとき

イ 広島県と設備利用者等の間に設備等の相互利用に関する協定等を締結している場合は，その協定等の定めるところにより，使用料等を減免する。